

家庭教育支援における地域教育経営の拠点性に関する一考察

藤井 瞳¹⁾

(2015年12月22日受理)

A Study on the Base of Educational Management in Community to Support Home Education

Hitomi FUJII

The purpose of this study is to demonstrate what kind of function OKATO pursued in the Kominkan as the base of Educational Management in Community. The following 2 results were obtained through this study.

Firstly, in addition to the conventional functions of “gathering”, “learning”, and “connecting”, OKATO (1997) found 5 functions in the Kominkan: ① Communication adjustment between facilities which offer education and learning in the area, ② Function to propel networking of education-related businesses, ③ Function as a learning information center, ④ Function to provide learning consultation, and ⑤ Function as the base of "Community Educational Management" where residents can manage autonomous learning for their lives.

Secondly, the following five conditions should be included in the base of Educational Management in Community according to OKATO's theory : A) It should be a place residents are familiar with, centrally-located and with good traffic connections in the everyday life sphere, B) It should have sufficient facilities and equipment to offer education and learning, C) There is staff to encourage the learning of residents, D) It has been provided educational content to attract people, and E) It has a function that communicates with residents and reflects their will in management.

Key words: Elementary School, the Base of Educational Management in Community, Home Education Support

キーワード：小学校，地域教育経営の拠点性，家庭教育支援

I. 問題の所在と研究の目的

今日、子どもの育ちを支えるうえで、家庭・学校・地域社会の連携が重要であることは疑いないだろう。2006年に改正された教育基本法では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の規定（第13条）が新設された。そこでは、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことが規定されている。そして現在、その実質化が問われている。

ところで、この三者の連携の重要性をめぐっては、中央教育審議会（1996）や教育課程審議会（1998）において次のような答申が出されている。すなわち、「開

かれた学校」の観点に立った三者の連携協力とともに、「学校のスリム化」の観点から、家庭・学校・地域社会がそれぞれの特色に応じて役割分担を行い、教育のバランスをよりよくしていこうとする趣旨が示された¹⁾。しかし、家庭や地域に役割を振り分けたところで教育力が向上するわけではない。「学校のスリム化」を目指すのであれば、学校の引き受ける教育機能の肥大化を招いた家庭の教育力の低下や地域の教育力の衰退といった問題に対する取組こそが重要である。つまり、これらの答申には、教育のバランスを図っていくために必要な、家庭や地域の教育力を向上させるといった視点が不足していると考えられる。林（1998）はこうした機械的な機能分担論に基づいた学校のスリ

1) 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期

ム化について限界を指摘したうえで、学校の持つ条件性の一つとして家庭・学校・地域社会の連携を位置づけ、学校の条件整備を図ることが必要であると指摘している²。また、林(1998)は、子どもの教育は保護者の多様な価値観の裁量に委ねられるべきものであるが、「保護者の恣意に随することがないよう、保護者自身が厳しく自己を律していく努力を要求されているといえる。そうした点において、家庭の教育力を高める支援を必要とするであろう³と指摘する。しかし「保護者自身を学ぶ主体として位置づけ、学ぶ主体となるよう啓発し支援していくことが必要ではないか⁴という提言にとどまり、その具体的な手立てについては言及されていない。家庭・学校・地域社会の連携を実質化するためには、保護者や地域住民を子どもの育ちを支える支援者としてはもちろん、彼ら自身も学ぶ生涯学習者として捉え、そのための手立ての検討が必要である。

もっとも、中央教育審議会(2008)の答申にあるように、生涯学習は「各個人の自発的意思に基づいて選択され、行われること⁵が基本であって、「その具体的な内容が行政により強制されることがあってはならない⁶ものである。しかし、「社会の変化に対応するために必要な学習や公共の観点から求められる学習等⁷は、行政が学習機会の提供や啓発活動、学習機会の把握に努め、「国民の学習需要に応えられているか検証し、改善を図ることが必要である⁸。家庭や地域の教育力を向上させるために、保護者や地域住民の生涯学習を促すことは、公共の観点から求められる学習と言えよう。特に、すべての教育の出発点である家庭教育を支援することは、家庭の教育力を向上させて子どもの育ちを支える上で重要である。家庭教育支援の推進に関する検討委員会(2012)は、現在の家庭教育支援のあり方の基本的な方向性として、①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを広げる、③支援のネットワークを広げるという3点を挙げている⁹。そこでは、①親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す、②子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ、③子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくりといった視点が重要とされる¹⁰。すなわち、家庭の教育力を向上させるためには、子の教育について第一義的責任を有する保護者自身が自立した生涯学習者として、学ぶことや育つこと(自助努力)が大切であるとともに、行政による公助をはじめ、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協力を努めるという自助・互助・共助¹¹の視点が家庭教育支援には必要である¹²。

そのため、本研究では「一定地域のなかで人々の教育・学習に関係する者が、教育の実態を直視し、教育

観や理念の共通理解を深めながら、地域の教育目標や課題を設定し、その達成に向かって教育領域や機能の分担を図り、教育資源を最大に活用し、相互に連携することによって、総体として人々の教育・学習を促進する営み¹³である地域教育経営に着目する。岡東(1997)は、経営主体を「一定地域のなかで人々の教育・学習に関係する者¹⁴とすることで、学習者である住民が経営主体にもなりうることを示そうとしており、地域住民が客体に甘んじることなく、自分で学習計画を立て、実践し、評価するといった自己教育力をもった主体として地域の教育を経営していく必要性を強調している。このような地域教育経営の展開は、地域社会全体で行う家庭教育支援の推進につながると考えられる。ところで、岡東(1997)は生涯学習の拠点としての公民館に着目し、「地域における乳幼児期から高齢期にいたる住民の教育・学習活動の経営¹⁵を意図して論じている。しかし、行財政改革の推進によって、地方公共団体の社会教育の関係予算・職員等が全体として減少している中、公民館の数も減少している¹⁶。また、指定管理者制度の導入や首長部局への移行など、公民館をめぐる状況は岡東が地域教育経営論を論じた当時から大きく変化している。こうした状況に鑑み、地域教育経営の拠点について改めて検討する必要があると考えられる。

そこで本稿では、岡東が地域教育経営の拠点としての公民館にどのような機能を求めていたのかを明らかにすることを目的とする。そこから得られた知見に基づき、家庭教育支援における地域教育経営の拠点性について示唆を得たい。

II. 岡東の地域教育経営論の特徴

地域教育経営論は、教育経営学において1980年代以降本格的な検討がなされた¹⁷。その背景には、臨時教育審議会以降の教育改革によって、教育行政の地方分権化、教育の地方自治という新たな教育システムの下での経営主体としての地域社会のあり方が問われるようになったことがある。

吉本(1987)は「教育経営は各地域社会が意識的・意図的に、教育事象の効果的促進を目指して行う営みである¹⁸として経営主体として地域社会を想定している。しかし、学校で営まれる教育経営が「現代のように教育機能の分散化する時代にあっても、最も中枢的事項である¹⁹との捉えから、「具体的には、一つの学校の経営を意味する学校経営を通して、教育経営の主要な機能が果たされる²⁰と述べており、吉本(1987)の論は学校経営に重きをおいたものだといえ

る。また、河野（1987）は「家庭教育・学校教育・社会教育など、およそ社会のあらゆる教育の営みを全体的にとらえ、また、幼児教育から青少年教育、高齢者教育に至る全過程を関連的・総合的に把握する教育の経営」²¹を対象とする「地域社会を基盤とする教育経営」²²について論じている。その経営主体は教育委員会を中心としながら学校を含めた多様な教育主体によるものである²³。井上（1997）は生涯学習社会における学社融合の視点から地域教育経営の必要性を論じており²⁴、後に井上（2013a）で「当該の地域社会において、そこにおける様々な教育機能・資源をトータルに共有・活用し、子どもの教育と大人の学習支援の双方を複合的に実現させようとする、新しい教育経営の理念であり、教育戦略のこと」²⁵と定義づけている。その主体は教育委員会を中心としたものである²⁶。しかし、後に井上（2013b）が「例えば『家庭教育』が、教育基本法に規定され、親（保護者）の第一義的責任が明記されても、そこで行われる教育内容や方法（躰等を含む）を公的に指示したり、誘導したりすることはあってはならないこと」²⁷であると指摘したように、家庭教育のようなインフォーマルな教育は、「それに関わる当事者達が、それをどうすればいいのかを絶えず考え、自らが活動の主体となることが重要」²⁸である。すなわち、家庭教育支援を地域教育経営の経営対象に含めるのであれば、その経営主体も保護者や地域住民等の当事者たちが担うべきである。岡東（1997）は、他の地域教育経営論とは異なり、地域住民が客体に甘んじることなく、自分で学習計画を立て、実践し、評価するといった自己教育力をもった主体として地域の教育を経営していく必要性を強調している。

岡東（1997）は地域教育経営について、「①生涯学習の具体化の脈絡の中で理解しなければならないもの」、「②これまでの教育客体・行政客体としての住民像から、学習主体・経営主体としての住民像へという認識の転換を求めている」もの、「③地域をベースとした住民の教育自治の発展性を示唆するもの」であると指摘する²⁹。それは、「『地域社会』とか『地域学習』の経営（management of community education）とは異なり、地域を基盤とする住民の教育・学習の効果的・効率的な経営（educational management in community）を意味する」³⁰。そして、具体的には、次のような5つの経営行為を期待する³¹。

1. 教育・学習活動の実態を直視し、問題点や課題を析出し、地域としての教育目標や課題を設定していく行為と関係者にそれを周知する行為。
2. それらの達成に向かって、地域に存在する教育組織体のそれぞれの役割や機能を見直し、調整

していく行為。

3. 教育組織体および他の教育に関係した地域組織をも含め、教育の相互連携を図っていく行為。
4. 地域の教育・学習資源（人的、物的資源の双方）を最大限に活用していく施策の立案や実施と学習の障害を可能な限り除去する行為。
5. 人々の教育・学習活動を調査研究し、有効な活動を保障していく条件整備の企画や実施の行為。

こうした地域住民が主体となって行う地域教育経営によって、保護者や地域住民は生涯学習者として学び、育っていくのであり、そのことを通じて家庭や地域の教育力の向上が期待される。よって本研究では、岡東の地域教育経営論に依拠するものである。

Ⅲ. 岡東が公民館に求めた地域教育経営の拠点として備えるべき条件

岡東（1997）は「地域」概念は多様であるとしながらも、県、広域（教育事務所単位に相当）、市町村、コミュニティ（小学校区を想定。最大でも中学校区）の4つのレベルに分けており、それぞれのレベルに拠点が必要であると指摘する。そうした中でも、岡東（1997）は「公民館はこれまでコミュニティ・レベルにおける住民学習の中核的な場であり、しかも集会、コミュニティ形成の場として重要な機能を果たしてきた」³²として、公民館に着目し、研究を行っている。

岡東（1997）は公民館経営に関して「公民館は『集う』『学ぶ』『結ぶ』という従来からの機能に加えて、地域における教育・学習に供する施設間の連絡調整や教育事業のネットワーク化を推進する機能、学習情報センターとしての機能、学習相談機能、さらには、住民が生涯にわたる自律的学習を住民自らが経営するといった『地域教育経営』の拠点としての機能が求められている」³³と指摘する。そして、こうした機能を果たす上での課題として①施設・設備の問題、②職員の問題、③利用者の問題、④事業内容の問題、⑤経営努力の問題の5つを挙げている³⁴。

①施設・設備の問題については、日常生活圏において交通の結節性や中心性をもつ場に公民館があること、他の教育機関や施設および教育・学習に資する施設との連携を図ること、教育・学習に供する施設や設備（例えば「図書室」や「研修室」などの施設や「複写機」などの設備が考えられる）が充実していることの3点が必要であることを指摘している。地域教育経営の拠点には、まずもって住民がアクセスしやすい、アクセスしたいと思うような場であることが求められ

る。具体的には、日常生活圏における交通の結節性や中心性をもった身近な場にあること、教育・学習に供する施設や設備が充実していることが必要である。

②職員の問題については、「地域住民の自律的な学習態度や公民館経営への参加意識が希薄な現在の段階では、住民の学習は公民館職員の指導性に大きく依存している」³⁵として、常勤専任職員の必要性を訴えている。

③利用者の問題は、公民館における各種の事業の参加者が年齢的な偏りや性差が見られること、また参加者の意識も課題意識が希薄化し、学習の継続性が見られないこと等が指摘されている。これらに加えて、住民が主体的に学ぶこと、すなわち住民による学習の企画、実施、評価の促進も課題である。これらのことから、地域教育経営の拠点には、住民の学びを促進するための職員が必要であると考えられる。

④事業内容の問題は、「首長部局と教育委員会のセクショナリズムの問題」³⁶によって、類似の事業でありながら、別個に関連なく事業を行われたり、事業内容が不鮮明になったりすることが指摘されている。また、事業内容の革新によって、これまで参加してこなかった住民層への働きかけも必要であることも後述されている³⁷。

⑤経営努力の問題では、主催事業と他催事業のバランスがとれた公民館においては、住民の利用率に公民館運営審議会の開催数や、学習情報提供のひとつの方法である館報の発行回数が多いといった公民館の経営的努力が影響していることが指摘されている。事業内容の整合性をはかり、広く住民に知られる活動となるような経営努力、すなわち人々を惹きつける教育内容の提供が必要である。

また、岡東（1997）は「住民の学習に関する住民自治が地域教育経営である。学習の拠点性はその経営の拠点性を具備していなければ有効性を持ち合わせない」³⁸として公民館経営への住民参加を検討している。岡東（1997）はまず、「住民の経営参加を問題にすると、公民館運営審議会の役割を再考する必要がある」³⁹と指摘する。公民館運営審議会は岡東（1997）が論じている当時は社会教育法第29条において「公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議するために公民館に置かれる諮問機関である」と定められていた⁴⁰。岡東（1997）は公民館運営審議会の「役割は非常に重要であるが、現実問題として都市部においてはとくに住民の多様な教育・学習意思を汲みとることができない」⁴¹と指摘する。そこで「自律的学習が、今後求められる生涯学習の方法原理であるとすれば、住民自らの組織的な学

習を自らが経営するというセルフ・マネジメントが当然要請される」⁴²との認識から、「コミュニティ・レベル、さらには市町村レベルにおいて、住民自身が地域教育計画、学習計画を作成し、その運営実施と評価を行っていく『生涯学習推進組織』（地域教育経営組織）を公民館はもちあわせなければならない」⁴³としている。その役割に関しては具体的な記述が見受けられないが、「（地域教育経営組織）」としていることから、先述した地域教育経営の5つの経営行為を期待するものであると考えられる。これらのことから、地域教育経営の拠点として、住民とのコミュニケーションを図り、住民の意思を経営に反映させるための機能が求められると考えられる。

以上の考察をふまえ、岡東の地域教育経営論における地域教育経営の拠点として備えるべき条件には次のようなものが求められていたと考えられる。

- A) 日常生活圏における交通の結節性や中心性をもった身近な場にあること
- B) 教育・学習に供する施設や設備が充実していること
- C) 住民の学習を促す職員がいること
- D) 人々を惹きつける教育内容が提供されていること
- E) 住民とのコミュニケーションを図り、住民の意思を経営に反映させる機能性を有していること

これらの機能を有することによって、公民館は地域教育経営の拠点としての機能をもちえたのである。

IV. 家庭教育支援における地域教育経営の拠点としての学校への着目

先述したように、岡東（1997）が地域教育経営の拠点として着目していた公民館をめぐる状況は、その当時から大きく変化している。安原（2000）は「コミュニティづくりの課題を担う総合的な地域教育施設として、あらためて公民館は、再評価されるべきである。世代間の交流を通じての地域づくりは、住民が自由に学習活動を展開できる施設、公民館を中心として行われていることが理想である」⁴⁴としながらも、人々の身近な施設のあり方を問うという観点から「学校と社会教育施設の関係も再考されるべき」⁴⁵だとして、「学校」への着目を行っている。さらに酒川（2004）は「包括的機能をもつ町内会・自治会は伝統的地域社会の組織形態のひとつであったが、近年は必ずしも居住地域にとらわれない機能別でボランティア系集団が数多く結成されつつあり、いわゆる生涯学習として教養や文化に関する集団もそのひとつである。それらの集団

が学校を媒介に活動を展開しているのは、住民の自発的な共同性の現れであると同時に、地域性に基づく新たな社会的紐帯の発生でもある」⁴⁶と指摘している。なかでも「小学校は他の公共施設に比べて住民全体を結びつける機能が顕著」⁴⁷である。なぜなら「小学校を会場に開催される諸行事があるだけでなく、多くの地域組織が校区を活動範囲の基本的単位としている」⁴⁸からであると述べられている。また、学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議(2011)は「学校と地域の関係は、子どもを中心に据えて、家庭とあわせて三位一体の体制を構築し、子どもの成長と共に、教職員や保護者、地域住民等がともに学びあいながら人間的な成長を遂げていくという姿が理想である」⁴⁹と指摘している。そして、こうした理想を実現するために「すべての学校が地域の人々と目標(「子ども像」)を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ『地域とともにある学校』」⁵⁰の促進の必要性を訴えている。そこでは、「地域づくりの核」としての学校が、人々を結びつける紐帯としての機能を有していることが期待されているのである。

このように、今日では、岡東(1997)が公民館に求めていた地域教育経営の拠点としての機能が学校にも求められつつあると考えられる。特に家庭教育支援においては、学校、とりわけ小学校が拠点となって地域教育経営が行われるのではないだろうか。

「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査」によれば、平成24(2012)年度に自治体を実施している家庭教育支援に関する学習機会の提供(企業向けの講座を除く)を行っている場所は「小学校」が65.6%と最も割合が高く、「公民館、図書館」は29.6%であった。また、第2期教育振興基本計画⁵¹では、「基本政策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」において、主な取組として「コミュニティの協働による家庭教育支援の推進」が挙げられている。そこでは「家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する」ことが掲げられている。これらのことから、学校、とりわけ小学校という場において家庭教育支援の拠点が求められていることがわかる。これは、小学校という場がとりわけ学童期の子どもがいる家庭にとって身近な場であり、子どもの授業参観等の「ついで」に気軽に家庭教育支援に関する学習を受けられるといったことが背景にあると考えられる。

また「平成24年度地域における家庭教育支援施策

に関する調査」によると、各自治体が家庭教育支援施策を展開するにあたり、特に課題だと感じていることで最も多かった回答は「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない(47.4%)」であった⁵²。ただし、日置(2010)が「周囲を困らせている保護者が実は支援を必要としているのである」⁵³と指摘するように、経済的・精神的余裕のなさから、家庭教育に関心が低いと周囲から見られてしまっている保護者もいると考えられる。従来、公民館等で行ってきた家庭教育支援は、保護者が積極的に外へ出ていく必要があったが、このような課題を抱えている家庭に対しては、例えば「家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に情報提供したり、学校のほか保健福祉部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す」⁵⁴といった「届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携」が重要であると考えられる。

平成26(2014)年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱―すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざして―」が閣議決定された。これは、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」⁵⁵に基づき作成されたものである⁵⁶。そこでは当面の重点施策の一つとして、「1 教育の支援」が挙げられている。そこでは「(1) 学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策の展開」の一つとして「学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」が掲げられている⁵⁷。

「学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

このように、家庭教育支援において、学校という場

が果たす役割は大きいといえよう。では、学校は地域教育経営の拠点として備えるべき条件を満たしているのだろうか。

まずもって学校は、「A) 日常生活圏における交通の結節性や中心性をもった身近な場にある」施設である。そして自分の子どもが通っている（いた）、自分の母校であるといったことが、多くの保護者や地域住民にとって心理的にも身近な存在であるといえよう。

「B) 教育・学習に供する施設や設備が充実している」については、子どものために「B) 教育・学習に供する施設や設備が充実している」ことはもちろん、これらの施設や設備は子どもの教育の妨げにならない範囲において、保護者や地域住民といった大人たちの教育・学習に供するための利用も可能である。さらに2014年8月より学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の中に学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会が設けられ、「学校が社会全体で子供たちの学びを支援する場となり、地域の振興・再生にも貢献するコミュニティの拠点としての役割を果たすことができるよう、学校施設と他の公共施設等との複合化について検討」⁵⁸が行われている。

「C) 住民の学習を促す職員がいること」については、保護者や地域住民の学習を促進する専任職員は存在しないが、学校支援地域本部における地域コーディネーター等の存在が住民の学習を促進する役割を担っている。また、多くの学校に存在するPTAは学校を拠点とした保護者の学びを促す役割を果たす組織として捉えられる⁵⁹。さらに、教員が住民の学習を促す役割を担うことも考えられる。例えば、東広島市では平成15年度から校務分掌に生涯学習担当教員をすべての小中学校に位置づけ、地域社会との連携窓口としての役割を果たしている⁶⁰。

「D) 人々を惹きつける教育内容が提供されていること」については、例えば、学級・学年の懇談会やPTA等の会合時に「子どもとスマートフォン」といったテーマの講習等が行われている。今後、より多くの保護者や地域住民を惹きつけるような教育内容の提供が課題である。

「E) 住民とのコミュニケーションを図り、住民の意思を経営に反映させる機能性を有していること」については、学校運営協議会等が地域住民の意見を学校経営に反映させようとしている。ここでは、学校支援という点に力点が置かれているが、今後は地域全体で子どもをどう育てていくかを考える、地域教育経営の実践が期待される。

また、高良（2015）は、「誰もが生活しやすい地域を創るには、総合相談と協働の場が不可欠であると考

えられる。」⁶¹と述べ、1つの形として小学校を拠点とした仕組みを挙げている。そこでは「地域の多様な世代の人びとが自由に集える場や仕掛けとともに、分野や制度を超えた総合相談を担う窓口の設置」⁶²が想定されている。誰もが生活しやすい地域を創るためには、地域住民のワンストップサービスを展開することができる場が求められており、そうした場として小学校という場に期待がよせられているのである。

これらのことから、家庭教育支援において、学校、とりわけ小学校が地域教育経営の拠点となりうるということがわかる。

V. まとめ

本稿では、岡東が地域教育経営の拠点としての公民館にどのような機能を求めていたのかを明らかにすることを目的とした。本稿で得られた知見は次のとおりである。

- ① 岡東（1997）は公民館に「集う」「学ぶ」「結ぶ」という従来からの機能だけではなく、地域における教育・学習に供する施設間の連絡調整や教育事業のネットワーク化を推進する機能、学習情報センターとしての機能、学習相談機能、さらには、住民が生涯にわたる自律的学習を住民自らが経営するといった「地域教育経営」の拠点としての機能を求めていたこと。
- ② 岡東の地域教育経営論における地域教育経営の拠点として備えるべき条件として、A) 日常生活圏における交通の結節性や中心性をもった身近な場にあること、B) 教育・学習に供する施設や設備が充実していること、C) 住民の学習を促す職員がいること、D) 人々を惹きつける教育内容が提供されていること、E) 住民とのコミュニケーションを図り、住民の意思を経営に反映させる機能性を有していることの5つが挙げられること。

そして、これらの知見から、次の3点の示唆が得られた。1点目は、家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への支援において、小学校という場が果たす役割は大きいこと、2点目は、また、小学校は他の公共施設に比べて住民全体を結びつける機能が顕著であること、3点目は、小学校が家庭教育支援を必要とする親をはじめ、地域住民のワンストップサービスを展開することのできる場として期待されることである。

なお、本稿では、地域教育経営の拠点としての学校に着目して考察した。今後は、「地域づくりの核」としての学校の視点にも着目し、保護者や地域住民が生

涯学習者として学び、育つ場としての学校の有効性と課題等について検討していきたい。

註及び引用参考文献

- 1 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申）」（1996）は、「生きる力」を育む学校教育を推進するために、子どもたちにとっての家庭・学校・地域社会の教育のバランスを改善し、子どもたちの生活のあり方や学習の環境を変える「学校・家庭・地域社会の連携」を提言している。中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」1996年7月。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309579.htm（2014/10/21 最終閲覧）
また、教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）」（1998）においても、教育課程の基準について、「子どもたちの発達を扶ける営み」である教育は、「学校のみが担うものではなく、学校、家庭、地域社会が連携を図り、それぞれがその教育機能を十分に発揮してはじめて子どもたちのよりよい発達が促されるものである」との立場から改善を行っている。教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）」1998年7月。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_katei1998_index/toushin/1310294.htm（2015/11/10 最終閲覧）
- 2 林孝『家庭・学校・地域社会の教育連携—学校週5日制導入による保護者の意識変化』多賀出版、1998年、参照。
- 3 同上書、202頁。
- 4 同上。
- 5 中央教育審議会「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について—一知の循環型社会の構築を目指して—（答申）」2008年2月、8頁。 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2008/12/18/080219_01.pdf（2014/10/14 取得）
- 6 同上。
- 7 同上書、10頁。
- 8 同上。
- 9 家庭教育支援の推進に関する検討委員会「つながりが創る豊かな家庭教育支援～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」2012年3月、11頁。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/_icsFiles/afiedfile/2012/03/29/1319222_1_1.pdf（2014/10/21 取得）
- 10 同上書、12頁。
- 11 公助、共助、互助、自助は様々な定義がありうるが、本稿では「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点」に倣い、費用負担による区分で整理する。公助は「公の負担、すなわち税による負担」を意味する。共助は「介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担」を意味する。互助は「相互に支え合っているという意味で『共助』と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの」を指す。自助は「自らの負担」を意味するが、『『自分のことを自分でする』という以外に、自費で一般的な市場サービスを購入するという方法も含まれる』ものである。以上、地域包括ケア研究会「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点」三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2013年3月、4頁、参照。 http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130423_01.pdf（2015/08/26 取得）
- 12 なお、現在、児童福祉法上の事業として「地域子育て支援拠点事業」が行われているが、事業の対象者は乳幼児期の子どもとその保護者であり、学齢期の子どもは対象外である。また杉野（2010）は「地域子育て支援拠点事業」について『『場の提供』や講習などの『機会の提供』が中心で、地域を組織化する意義や方法についての示唆が弱い』と指摘している。（杉野聖子「子育て支援における地域組織化活動—関係づくりを視点とした『子育て講座』の実践をとおして—」『人間関係学研究』第12号、2010年、69頁。）
- 13 岡東壽隆『地域における生涯学習の支援システム—地域教育経営の理論と実践—』東洋館出版社、1997年、23頁。
- 14 同上。
- 15 同上。
- 16 文部科学省「社会教育調査—平成23年度結果の概要」2013年5月。 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1334547.htm（2015/10/06 最終閲覧）
- 17 北神正行『『地域教育経営』論の再検討課題と教育経営学』『日本教育経営学会紀要』第51号、2009年、23-33頁、参照。

- 18 吉本二郎「教育経営の課題 教育と教育経営」日本教育経営学会編『現代日本の教育課題と教育経営』（講座日本の教育経営 1）ぎょうせい、1987年、229頁。
- 19 同上書、231頁。
- 20 同上。
- 21 河野重男「地域教育経営の構想」日本教育経営学会編『地域教育経営の展開』（講座日本の教育経営 7）ぎょうせい、1987年、1頁。
- 22 同上書、2頁。
- 23 同上書、1-17頁、参照。
- 24 井上講四「『生涯学習体系への移行』に向けての制度論的アプローチ（4）—『地域教育経営』への要請とその確立の方向性—」『琉球大学教育学部紀要』第1部・第2部第51号、1997年、33-47頁、参照。
- 25 井上講四「『地域教育経営』の意義と必要性」『社会教育』第68巻第11号、2013年a、62頁。
- 26 井上講四、1997年、前掲書、参照。
- 27 井上講四「地域教育経営の意義と必要性（その2）」『社会教育』第68巻第12号、2013年b、63頁。
- 28 同上。
- 29 岡東壽隆、1997年、前掲書、23頁。
- 30 同上。
- 31 以下、岡東壽隆「青少年の問題行動と地域教育経営—地域社会と青少年」日本教育経営学会編『生涯学習社会における教育経営』（シリーズ教育の経営 4）玉川大学出版部、2000年、257頁、参照。
- 32 岡東壽隆、1997年、前掲書、46頁。
- 33 同上。
- 34 以下、同上書、47-53頁、参照。
- 35 同上書、49-50頁。
- 36 同上書、51頁。
- 37 同上書、56頁。
- 38 同上書、59頁。
- 39 同上書、53頁。
- 40 なお、現在は社会教育法第29条に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。2公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」と定められており、必置の機関ではなくなった。
- 41 岡東壽隆、1997年、前掲書、54頁。
- 42 同上。
- 43 同上。
- 44 安原一樹「社会教育施設の経営の現状と課題」日本教育経営学会編『生涯学習社会における教育経営』（シリーズ教育の経営 4）玉川大学出版部、2000年、209頁。
- 45 同上。
- 46 酒川茂『地域社会における学校の拠点性』古今書院、2004年、274頁。
- 47 同上書、275頁。
- 48 同上。
- 49 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ—地域とともにある学校づくりの推進方策—」2011年、2頁。
- 50 同上書、2-3頁。
- 51 平成25（2013）年6月14日閣議決定。対象期間は平成25（2013）年度～平成29（2017）年度である。
- 52 株式会社リベルタス・コンサルティング「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査」（平成24年度文部科学省委託調査）2013年3月、41頁。http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/01/27/1339969_5.pdf（2015/11/11取得）
- 53 日置真世「スクールソーシャルワーカーから見るこれからの子ども家庭支援のあり方—当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性—」『子ども発達臨床研究』第4号、2010年、23頁。
- 54 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会、前掲書、7-8頁。
- 55 「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」（第一条 目的）
- 56 内閣府「子供の貧困対策に関する大綱—すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざして—」2014年、1頁。
- 57 以下、同上書、10頁。
- 58 文部科学省ホームページ「資料1 学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/008/shiryo/attach/1351542.htm（2015/12/09 最終閲覧）
- 59 公益社団法人日本PTA全国協議会の平成27年度事業計画には「子どもの教育の原点は家庭にあることを再確認し、保護者としての意識を高め、

責任を果たし、子どもとともに成長していく。加えて、学校教育・地域教育についての理解も深めつつ、家庭における教育力の向上を目指していく」ことが掲げられている。以上、公益社団法人日本PTA全国協議会「平成27年度事業計画」<http://nippon-pta.or.jp/n-pta-content/uploads/2014/11/f577afe1bd50cca9f469f172b1e73400.pdf> (2015/12/09 取得) 参照。

- 60 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育における地方公共団体と関係機関・団

体等の連携方策に関する調査研究報告書」(平成21年度 社会教育活動の実態に関する基本調査事業)2010年3月,12頁。http://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2009/02_renkei/99_all.pdf (2015/12/09 取得)

- 61 高良麻子「誰もが生活しやすい地域」鈴木康裕編『スクールソーシャルワーカーの学校理解—子ども福祉の発展を目指して』ミネルヴァ書房,2015年,64頁。
- 62 同上書,66頁。